

平成28年6月9日

保護者の皆様へ

大阪府立佐野工科高等学校
校長 阿部 政之
PTA会長 石谷 鈴子

全国高P連「賠償責任補償制度」への加入について（お知らせ）

1 学期の中間テストが終わり、成績懇談会を迎える季節になりました。保護者の皆様には、平素より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今年2月の大阪府議会において「自転車条例」が可決成立し、4月1日に施行されました。

つきましては、佐野工科高校では以下の対応を行っていますので、お知らせいたします。

1 交通安全教育の充実について（条例第8条関連）

道路交通法及び自転車条例を踏まえ、交通安全教室を開催し、交通安全に関する指導を充実すること。とりわけ登下校時の自転車利用につき、ルールやマナー等を徹底すること。

⇒ 本校では、交通安全教育を学校教育計画に位置付け、年一回、交通安全講習会を実施しています。今年度は、全校生徒に対して5月27日（金）実施しました。

2 自転車損害賠償保険等の加入等について（条例第12条関連）

児童生徒および保護者に対し、自転車条例で、自転車を利用する者に保険への加入が義務付けられたことを周知するとともに、PTAと連携するなどし、全児童生徒の保険加入を促進すること。特に、自転車通学の許可にあたっては、保険への加入を条件とし、遅くとも7月1日までに加入を確認すること。

⇒ 本校では、PTAが主体となり、生徒全員が全国高等学校PTA連合会（全国高P連）「賠償責任補償制度」に加入しておりますので、自転車通学の生徒も加入義務は満たしております。（賠償限度額は1億円です。生徒の日常生活も含め、24時間補償対象となっています。ただし、日本国内のみ。5,000円の免責あり。）

昨今の事例では、右表のような高額な賠償請求がされた事例も見受けられます。

全国高P連「賠償責任補償制度」について、詳細は下記をご覧ください。

<http://www.zenkoupren.org/image/hoken2016P.pdf>

賠償額	事故の概要
9,521万円	男子小学生が夜間、自転車で帰宅途中に歩行者の女性と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等で意識が戻らず、監督責任が問われた母親に賠償命令。 （神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決）
9,266万円	男子高校生が自転車で車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員と衝突。男性会社員は言語機能の喪失等の障害が残った。 （東京地方裁判所 平成20年6月5日判決）
3,970万円	男子中校生の自転車が無灯火で歩道を走行し、男性会社員と衝突。男性会社員は転倒した際、頭を強打し死亡。 （東京地方裁判所 平成20年6月5日判決）